

氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

平成27年6月

1 基本的な考え方

わが国では、平成20年（2008年）をピークに、人口減少局面に入っており、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されています。

日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：平成24年1月推計）

【出生中位（死亡中位）推計－合計特殊出生率1.35】

2010年 12,806万人

2040年 10,728万人

2060年 8,674万人

このため、国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

平成26年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後の取組みの基本的な視点として、

- ① 「東京一極集中」を是正する
- ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
- ③ 地域の特性に即した地域課題を解決する

の3点を掲げ、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要であるとしています。

この構造的な課題の解決には長期間を要します。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要することから、国及び地方公共団体は、国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少の克服と地方創生に取り組む必要があるとしています。

一方、氷見市の人口（国勢調査）の推移を見ると、昭和25年（1950年）に70,149人と最多を記録した後、高度成長期には急激に減少し、その後昭和50年代にわずかながら増加に転じるものの、昭和55年（1980年）以降は人口の減少が続いています。今後も少子高齢化を背景に人口減少が更に進むことが見込まれており、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退など様々な面での影響が懸念されています。

氷見市の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づき、まち・ひと・しごと創生本部作成）

【パターン1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計】

2010年 51,713人

2040年 32,768人（パターン2 30,725人）

2060年 21,867人

【パターン2：全国の総移動数が平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創成会議推計準拠）

このため、氷見市では、いま日本が置かれている状況に照らして、「今回の地方創生とはどのような位置づけなのか」について議論を重ねてきました。日本として、地方が消滅してしまわないようにするためです。ただ、私たちの議論は人口が減るということだけではありません。人口が減少したとしても、その後、「自立的に生きていく力を備えている」ことが求められている「解」であると考えています。

即ち、現在の人口5万人が将来3万人に減ったとしても、PDCAサイクルを回しながら、目標とする25年後の平成52年（2040年）までの準備によって、氷見市が企業をおこす力、人々とつながり、コミュニケーションする力を蓄え、都会の人たちが積極的に挑戦することができる土壌を蓄えていた時、一旦は減少した人口が徐々に回復し、小さな政府を実現します。

日本創成会議からは、氷見市が「消滅可能性都市」との指摘を受けましたが、私たちは絶対にそうはなりません。平成52年（2040年）まで人口は減るかもしれませんが、その後は回復する、そのためのシナリオを描いていきます。

その第一歩として、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国、富山県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、本市の実情と特性を踏まえ、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むため、「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2 策定内容

(1) 「氷見市人口ビジョン」

氷見市における人口の現状等を客観的データに基づいて分析し、様々な仮定の下での将来人口推計を行い、人口減少問題に関する基本認識の共有を図り、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望等を示した長期的な人口ビジョン〔平成52年（2040年）及び平成72年（2060年）の目標〕を策定します。

(2) 「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

前掲「氷見市人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、今後5年間〔平成27年度～平成31年度（2015年度～2019年度）〕の基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた総合戦略を策定します。

3 策定方針

(1) 基本方針

地方の人口減少と地域経済の縮小という負のスパイラル（悪循環の連鎖）を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくりだしていかなければなりません。

また、人口減少への対応には、「積極戦略」と「調整戦略」の大きく二つの方向性が考えられますが、この二つの対応を同時並行的に進めていく「複眼思考」が必要となります。

「積極戦略」は、人口の流出防止や出生率向上により人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていこうとするものであり、「調整戦略」は、仮に出生率の向上を図っても今後数十年間の人口減少は避けられないことから、今後の人口減少に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築するものです。

人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、地域経済分析システム（RESAS）等を積極的に活用して、地域の産業構造や人口動態、観光の人の流れ等の現状や実態を正確に把握するとともに、地域の強み・弱みなどの特性を踏まえながら、客観的データに基づいて策定します。

「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、国の総合戦略に掲げている次の4つの基本目標を踏まえつつ、氷見市の地域特性に応じた戦略の基本目標を設定します。

- ① 地方における安定した雇用を創出する。
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる。
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する。

設定した基本目標の達成に向けてどのような政策・施策を推進していくかを基本的方向として掲げ、縦割りやバラマキといった従来の政策の弊害を検証しつつ、国の総合戦略に盛り込まれた5つの政策原則（「自立性」、「将来性」、「地域性」、「直接性」、「結果重視」）に基づき、効果的に政策・施策を推進します。

計画期間における成果（アウトカム）を重視した数値目標（重要業績評価指標：KPI）を設定して、毎年効果を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立します。

(2) 市民をはじめとする関係者の参画

「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たってはあらゆる機会を捉えて、女性や若者をはじめ幅広い市民や関係者、専門家等の参画により、多様な意見が反映されるように議論を進めます。

ア まちづくりふれあいトーク、中学生・高校生との未来対話

市内21地区23箇所で開催する地区別のまちづくりふれあいトークをはじめ、世代別・分野別トークや中学生・高校生との未来対話を通じて幅広い意見を伺います。

なお、平成27年11月以降に実施するまちづくりふれあいトークでの

意見等は、「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定の際に、反映していきます。

イ 産官学金労言の参画

住民代表や、産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・メディアの産官学金労言等で構成する「氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会」を開催し、各界各層の参画による幅広いパートナーシップのもと、一体となって氷見市におけるまち・ひと・しごと創生を推進します。

ウ 団体・企業・市民グループ等インタビュー

必要に応じて、各種団体・企業・市民グループ等との意見交換会を実施するなど、幅広い意見を伺います。

エ 庁内若手職員インタビュー

庁内の20代から30代の若手職員から自薦、他薦によりメンバーを募り、氷見市職員として、また一市民として氷見市の将来に向けた課題や市民のライフスタイルなど幅広いテーマについて検討、提案を行います。

オ パブリックコメント

「氷見市人口ビジョン」及び「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定期間に併せてパブリックコメントを実施します。

(3) 策定スケジュール

「氷見市人口ビジョン」及び「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定期間は、平成27年10月末を目途に進めます。

4 推進体制

(1) 「氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会」の開催

各界各層の多様な主体、関係者等の参画により、幅広いパートナーシップのもと連携を図り一体となって、「氷見市人口ビジョン」及び「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその推進（効果検証・改定を含む）を

図るため、産官学金労言等で構成する「氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会」（前掲）を開催します。

(2) 「氷見市まち・ひと・しごと創生本部」の設置

「氷見市人口ビジョン」及び「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその推進（効果検証・改定を含む）に全庁的に取り組むため、市長を本部長とし、副市長、教育長、部課長等で構成する「氷見市まち・ひと・しごと創生本部」を設置します。

「氷見市まち・ひと・しごと創生本部」に、必要に応じて庁内関係課等で構成する「専門部会」を設置し、それぞれの目標に沿った施策の展開、数値目標等を検討します。

これに伴い、従前の「氷見市人口減少対策会議」を廃止します。

(3) 事務局及びシティマネージャーの設置

「氷見市まち・ひと・しごと創生本部」に事務局を置き、「氷見市人口ビジョン」及び「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とその推進に係る調査研究等を行います。

事務局にシティマネージャーを配置し氷見市のまち・ひと・しごと創生に係る事務を統括します。

事務局に必要に応じて専門アドバイザーを配置します。

事務局の庶務は、「地方創生と自治への未来対話推進課」において処理します。

(4) 慶應義塾大学SFC研究所との連携

『氷見市の地方創生と「氷見市社会イノベーション研究室」設置に係る覚書』（平成27年（2015年）5月19日締結）に基づき、慶應義塾大学SFC研究所社会イノベーション・ラボの協力・支援のもと、氷見市におけるまち・ひと・しごと創生と持続可能な社会システムの形成に取り組みます。

5 その他

- (1) 「氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に当たっては、前掲P D C Aサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果をK P I等により毎年検証評価し、必要に応じて改定するものとします。
- (2) この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとします。

<添付資料>

- 資料1 策定スケジュール（案）
- 資料2 氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会開催要綱
- 資料3 氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会委員名簿
- 資料4 氷見市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱
- 資料5 推進体制図

氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定スケジュール(案)

時期	まちづくり ふれあいトーク	まち・ひと・しごと 創生推進協議会	人口減少対策会議 創生本部	事務局	市議会
[平成26年度] 10月	女良・朝日丘		人口減少対策会議①	H26.9～転出者アンケート調査開始	
11月	仏生寺 上庄・阿尾 余川・宇波・加納		人口減少対策会議② 北川正恭氏ほか講演	{国}まち・ひと・しごと・創生法成立	特別委員会設置
12月	基石・宮田・八代 久目・稲積・速川 東・熊無		人口減少対策会議③ 人口減少対策会議④	{国}まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略閣議決定	12月定例会
平成27年1月	神代・布勢・十二町・窪 子育て世代・女子会 10-20代・30-40代		人口減少対策会議⑤		
2月	藪田		小布施町長講演 移住者の会開催		
3月			山口覚氏ほか講演 根本祐二氏講演 樋口美雄氏講演	地方創生先行型事業予算化	3月定例会 特別委員会①
[平成27年度] 4月			阿部裕志氏講演	地方創生課設置・PT チーム体制スタート (毎週開催)	
5月				慶応義塾大学SFC研究 所との覚書締結	
6月	①久目 ②女良		部課長合宿6/6-7	専門アドバイザー配 置	6月定例会
7月	③仏生寺 ④上庄 ☆グループインタビュー	推進協議会①7/2 専門分科会②7/16 推進協議会③7/27	本部会議①7/2 若手職員インタビュー 本部会議②	シティマネージャー (地方創生政策監)配 置	特別委員会②(仮)
8月	⑤阿尾 ⑥宇波 ⑦余川 ⑧加納 ⑨朝日丘 ☆中高生	推進協議会④8/5 推進協議会⑤8/31	本部会議③ 骨子提出8/14	☆7/27内閣官房まち・ ひと・しごと創生事務局 次長講演 ☆8/14パタゴニア日本 支社長講演・セミナー	
9月	⑩基石 ☆世代別 ⑪八代 ☆分野別 ⑫宮田 ⑬稲積	推進協議会⑥9/11	本部会議④ パブリックコメント		9月定例会 特別委員会③(仮)
10月	⑭速川 ⑮東 ⑯熊無 ⑰神代	推進協議会⑦ 10/23	本部会議⑤ 戦略提出10/31		
11月	⑱布勢 ⑲十二町 ⑳窪 ㉑柳田 ㉒園 ㉓藪田	推進協議会⑧(仮)			
12月		推進協議会⑨(仮)	本部会議⑥		12月定例会
平成28年1月		推進協議会⑩(仮)			
2月		推進協議会⑪(仮)	本部会議⑦		特別委員会④(仮)
3月		推進協議会⑫(仮)	改定提出3/31		3月定例会

氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会開催要綱

(目的)

第1条 市民一人ひとりが危機感を持って、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持することを目指し、地域の各機関・団体などの幅広い参画によるパートナーシップのもと一体となって、氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進、検証及び改定を行うため、氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 推進協議会は、住民、産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア機関などの中から、市の依頼を受けた委員により構成する。

(座長)

第3条 推進協議会には座長を置く。

2 座長は推進協議会を統括し、会議の進行にあたる。

(会議)

第4条 推進協議会は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、市長政策・都市経営戦略部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会 委員名簿

(平成27年7月2日現在:敬称略・五十音順)

No.	区分	役職	氏名	備考
1	委員	NPO法人地域交流センター理事	明石 あおい	とやま未来創造県民会議委員
2	委員	氷見市政記者クラブ代表	麻本 和秀	市政記者クラブ幹事社(6-8月富山新聞)
3	委員	北海道教育大学教育学部教授(前任:富山大学)	阿部 美穂子	氷見市子ども・子育て会議会長
4	委員	氷見市ボランティア総合センター・ボランティアコーディネーター	飯田 奈緒	
5	委員	氷見市金融協会会長	王生 幸夫	(株)北陸銀行氷見支店長
6	委員	氷見市農業協同組合代表理事組合長	伊藤 宣良	
7	委員	氷見市中学校長会長	稲積 玲子	南部中学校長
8	委員	氷見市事業所協会会長	岩崎 章夫	コマツキャストックス(株)代表取締役社長
9	委員	厚生労働省富山労働局氷見公共職業安定所長	碓井 徹	
10	委員	(株)日本政策投資銀行富山事務所長	鵜殿 裕	
11	委員	氷見市小学校長会長	浦山 博	比美乃江小学校長
12	委員	氷見伏木信用金庫理事長	大菱池 洋	
13	委員	氷見商工会議所女性会会長	大森 由紀子	
14	委員	富山県商工労働部経営支援課長補佐	荻浦 明希子	創業・ベンチャー係長
15	委員	氷見市教育委員会委員	柿谷 政希子	柿太水産(有)
16	委員	民間保育事業者・幼稚園事業者代表	菊池 浩	認定こども園 ひみ中央こども舎
17	委員	氷見市保育士会長	上坂 純子	明和保育園長
18	委員	氷見中央ロータリークラブ会長	小清水 勝則	7/1~
19	委員	氷見市自治振興委員連合会長	仕切 義宣	
20	委員	氷見市男女共同参画推進員氷見連絡会副代表	嶋 厚子	(代表 屋敷 夕貴)
21	委員	氷見市連合婦人会副会長	高木 陽子	(会長 屋敷 夕貴)
22	座長	慶應義塾大学総合政策学部教授	玉村 雅敏	慶應義塾大学SFC研究所
23	委員	氷見商工会議所会頭	寺下 利宏	
24	委員	氷見市女性農業者協議会長	土合 啓子	
25	委員	氷見市小中学校PTA連合会長	富樫 克哉	
26	委員	氷見市社会福祉協議会常務理事	永田 徳一	(会長 嶋尾 正人)
27	委員	氷見青年会議所理事長	西森 正憲	
28	委員	氷見市ヘルスボランティア連絡会長	花木 尚子	
29	委員	氷見市地域子育てセンター主査	濱下 峰子	
30	委員	連合富山高岡地域協議会氷見地区協議会副議長	浜谷 英俊	STメタルズ労働組合
31	委員	氷見市母子保健推進協議会長	濱本 節代	
32	委員	氷見市商店街連盟会長	林 達也	
33	委員	特定非営利活動法人アートNPOヒミング代表	林口 砂里	
34	委員	地方創生コンシェルジュ	原 幸彦	経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局産業課長
35	委員	氷見ロータリークラブ会長	放生 寛治	7/1~
36	委員	富山県立氷見高等学校長	前田 一郎	
37	委員	氷見商工会議所青年部会長	孫田 幸政	
38	委員	氷見市空き家活用推進協議会長	松木 延夫	富山県宅地建物取引業協会高岡支部副支部長
39	委員	氷見市健康づくりボランティア連絡協議会	松波 久善	
40	委員	一般社団法人氷見市観光協会代表理事会長	松原 勝久	
41	委員	氷見市食生活改善推進協議会長	三矢 良子	
42	委員	氷見市農業協同組合青壮年部長	宮田 明久	
43	委員	氷見市農業協同組合女性部長	村田 美知子	
44	委員	氷見漁業協同組合代表理事組合長	森本 太郎	
45	委員	放課後児童対策事業運営委員会会長	屋敷 夕貴	
46	委員	ひみ鳳の会会長	谷内 和子	
47	委員	連合富山高岡地域協議会氷見地区協議会議長	山田 勝之	コマツキャストックスユニオン
48	委員	氷見ライオンズクラブ会長	山端 伸夫	7/1~
49	委員	日本経済研究センター特任研究員	横田 浩一	元日本経済新聞社
50	委員	富山県西部森林組合副組合長理事	脇 信昭	

氷見市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持することを目指して、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進、効果検証及び改定に当たり、全庁的に取り組むため、氷見市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進、効果検証及び改定に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長とする。
- 4 本部員は、教育長及び部課長等の職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、本部長が指名した職員をもって構成する。

(庶務)

第7条 創生本部の庶務は、市長政策・都市経営戦略部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

氷見市まち・ひと・しごと創生推進体制

まちづくりふれあいトーク

- 地区別トーク
- 分野別世代別トーク
- 中高生未来対話



氷見市まち・ひと・しごと創生本部 (本部長: 市長)

- 本部会議 専門部会 庁内若手職員インタビュー
- シティマネージャー 専門アドバイザー
- 創生本部 事務局

客観的データ 地域経済分析システム



地方創生ラボ
氷見市 × 慶應SFC

現状分析 将来展望

複眼思考 積極戦略・調整戦略



氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015年-2019年)
氷見市人口ビジョン(2060年)



氷見市議会

- 常任委員会
- 人口減少対策等特別委員会
- 公共施設利活用等特別委員会

基本目標 中間案8/14 提出10/31

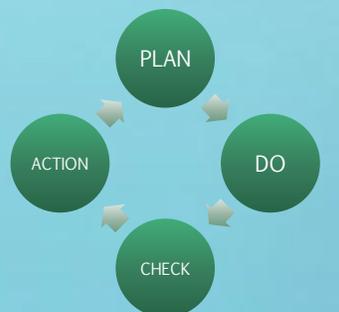
戦略推進 効果検証 戦略改定

パートナーシップ・一体となって推進

氷見市まち・ひと・しごと創生推進協議会



住民+産官学金労言の参画



PDCAサイクルの整備